

## 長内保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 畑田保育会
所 在 地	久慈市寺里 27-9-1
電 話 番 号	0194-55-3550
代表者氏名	理事長 野田口 茂

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	長内保育園
施 設 の 所 在 地	久慈市長内町 16-74-7
連 絡 先	電話番号 0194-53-2582 FAX 0194-53-2622
管 理 者	園長 畑中 美登里
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 32人 満1歳以上満3歳未満の児童 15人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成18年3月30日

### 3 事業の目的

長内保育園は、以下の保育理念に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

#### 【保育理念】

明日を担う子どもたちを主役として、よりよく生きる力と創造する心を育みます。

- 1 一人ひとりの個性が輝く健やかな成長を育みます。
- 2 保護者に寄り添った子育ての支援をします。
- 3 地域社会と協力し合い地域福祉の向上を目指します。

#### 4 保育目標

- ・健康な体と豊かな心を育てる。
- ・基本的な生活習慣の自立を養う。
- ・自然の中で創造性の芽生えを培う。

#### 5 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	2, 227. 94 m <sup>2</sup>
	園庭	450. 00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造1階建造
	延べ面積	400. 38 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ひよこ組（0～満1歳児クラス）
保育室	4室	たんぽぽ組（満1～2歳児クラス） ゆり組（満3～4歳児クラス） さくら組（満5歳児クラス） 特別保育室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

#### 6 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保育士	6	6		
調理師	2	2		
事務員	1	1		
保育補助	4	4		
嘱託医	1		1	市川内科医院
嘱託歯科医	1		1	宮澤歯科医院

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月18日岩手県条例第87号）。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
副主任保育士・保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
調理師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育補助	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

## 9 提供する保育等の内容

当園は、新保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記8に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時10分頃	15時15分頃	
1・2歳児	10時00分頃	11時20分頃	15時20分頃	
3歳以上児		11時30分頃		

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (3) 延長保育
- (4) 一時預かり保育
- (5) 障がい児保育
- (6) 休日保育

## 10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。集金は、保育園から毎月15日前後に配布される保育料袋に入れて、27日までにお届けください。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	市川内科医院		
医 院 長 名	市川 宏		
所在地・電話番号	久慈市川崎町8-25	TEL	0194-53-2010

- (2) 歯科

医療機関の名称	宮澤歯科医院		
医 院 長 名	小柳 亜沙子		
所在地・電話番号	久慈市八日町1-37	TEL	0194-53-0390

### 13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士、小向 市子	
	・ご利用時間 9：00 ～ 16：00	
当園 ご利用相談窓口	・電話番号 0194-53-2582	
	FAX 0194-53-2622	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	畑田保育会監事	
	大石 信夫	電話番号 0194-52-3233
	外館 吉則	電話番号 0194-52-2977

### 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし高額医療の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限定額が定められている）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額
疾病	上欄の範囲のうち、文部科学省で定めるもの ・給食等による食中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・入院時の食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算

障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登園・降園中の災害の場合 2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（登園・降園中の場合 1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 （登園・降園中の場合も同額）
	保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 （登園・降園中の場合 1,500万円）

※1 供花料…保育園の管理下における死亡で、損害賠償金が支払われたことにより、死亡見舞金の支給が行われない場合 17万円を給付する。

※2 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養もしくは療養費の支払いを受け、又は補償もしくは給付を受けたときは、その受けた限度において給付を行わない。

【例】乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度など

※3 第三者による加害行為で損害賠償を受けたときは、その価格の限度において給付を行わない。

【例】交通事故、飼い犬による災害、業者から購入した飲食物による食中毒で損害賠償金を受領した場合

※4（独）日本スポーツ振興～センター災害共済の見舞金の給付決定後、一般財団法人岩手県学校安全互助会から共済金も支払われます。

## 17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

項 目	費用の内容		金 額	備 考
延長保育	保育に係る利用料		0 円	
一時預かり保育	保育に係る利用料		日額 1,000 円	
給 食	3 歳未満児	主 食	0 円	
		副 食	0 円	
	3 歳以上児	主 食	年額 4,800 円	(月額 400 円)
		副 食	月額 4,500 円	

※ 給食の副食費については、低所得世帯及び第 3 子以降の子どもは、免除となる。

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合には、領収書を交付する。

※上記のほか、実費徴収すべき費用が生じた場合には、説明を行い、同意を得て徴収いたします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：長内保育園

説明者職名：園長

氏名 畑中 美登里

-

私は、本書面に基づいて長内保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄



## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

長内保育園

園長 畑中 美登里 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：